

土地改良区からのお願い

1. **かけ流しを絶対になくし、用水の節約に努めましょう。**

農林水産省と国土交通省が水利権協議をしています。農地の減少から地域への用水量が減ることは免れません。限られた水を有効に利用するために、各農家の協力が不可欠です。

2. 近年、集中豪雨による溢水被害が多発しています。気象情報等に注意して、水門の管理をお願いします。

3. **水門操作や見回り中の事故やケガに十分注意して管理をお願いします。**

4. 水路の蓋やグレーチングは、必ず元の位置に戻してください。自転車や歩行者の交通事故の原因になり、大変危険です。



農地を異動した場合は、届出を忘れずをお願いします！

(詳細は、7ページをご覧ください)

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届出は、毎年3月31日までにお願いします。届出用紙が必要な場合は、土地改良区(0276-33-7181)までご連絡ください。各農協の窓口にもご用意しています。

まちやば管内の用水期間は

5月6日から 9月25日まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。ご協力をお願いします。

※用水を流す時には、裏作(小麦田等)には充分注意し通水しましょう。

取水計画については、水利権更新協議が整い次第お知らせいたします。

組合費の納入は、便利な 口座振替をご利用ください！

お近くのJA・郵便局で、手続きができます。

【取扱金融機関】

- JA太田市・JA新田みどり・JA邑楽館林・JA足利の各店舗
- 全国の郵便局(ゆうちょ銀行)

